

～ 春日部公証役場からのお願い ～

感染症予防の為、当事者および証人の方以外は
可能な限り来所をご遠慮下さい。

ご病気の方が遺言作成にいらっしゃる場合が多いいためです。

パンフレットをご覧いただいた上で対面相談をご希望の場合は、
事前にご予約をお願い致します。

公正証書作成のご依頼の際は、「FAX」「mail」「郵便」のいずれかの方法で
日中連絡可能な電話番号を記載の上、必要な書類を事前にお送りください。

書類確認後、文案を作成し担当者より御連絡させていただきます。

御不便をお掛けすることになりますが、
御理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

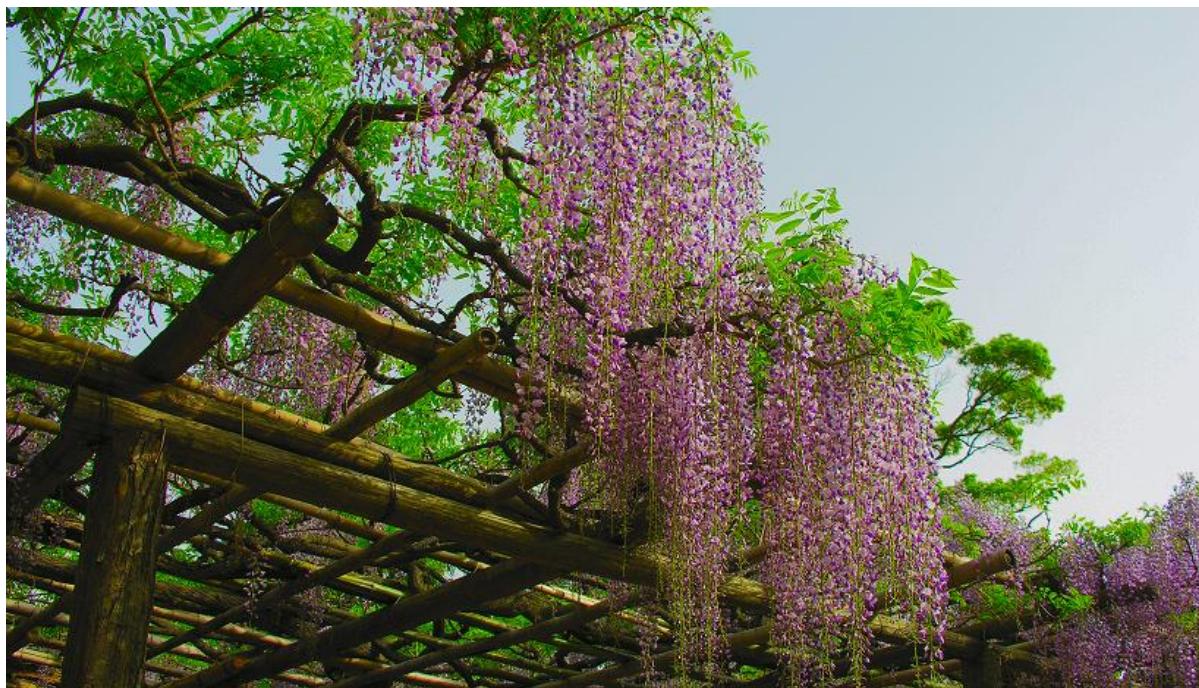
以上。



「感染防止対策ガイドライン」
日本公証人連合会 ホームページ より
<https://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren>

任意後見・公正証書

作成の手続、公正証書の文例



春日部公証役場

住所 〒344-0067
埼玉県春日部市中央一丁目51-1 春日部大栄ビル3階

TEL 048 (792) 0811

FAX 048 (792) 0812

E-mail kasukabe@kasukabe-notary.jp

HP <https://kasukabe-notary.jp/>

※ 令和4年10月より変更となりました。

受付時間 平日9:00～12:00, 13:00～17:00

※ 土日祝日はお休みです。

当役場は
完全予約制です。

ご来所前に
必ずご連絡ください。

目次

任意後見契約—老後の生活の安心を得るために.....	3
《 任意後見契約公正証書 作成までの手順 》	4
第1 任意後見制度についての手続きの概要.....	6
《 任意後見契約公正証書作成後の流れ 》	7
《 申立てをする裁判所（管轄区域）一覧 》	8
第2 任意後見契約の類型	9
① 将来型 任意後見契約	9
② 移行型 任意後見契約	9
③ 即効型 任意後見契約	10
第3 任意後見契約とセットとすることが多い契約等	10
「任意後見契約公正証書」を作成される方へ.....	13
第1 当事者（委任者と受任者）間で契約内容を決めてください。	13
第2 公証役場に事前にお送りいただきたい必要書類について	15
4 手数料について.....	16
任意後見契約公正証書 及び (財産管理) 委任契約の骨子	17
終活	20
動画のご案内.....	21

《 このパンフレットの骨子 》

■ 公正証書の作成手続は面倒ではありません。

- * お願いをする方〔本人〕は、印鑑登録証明書（と実印）、住民票、戸籍謄本が必要です。
- * お願いを受ける相手方〔任意後見人となる受任者の方〕は、印鑑登録証明書（と実印）、住民票が必要です。

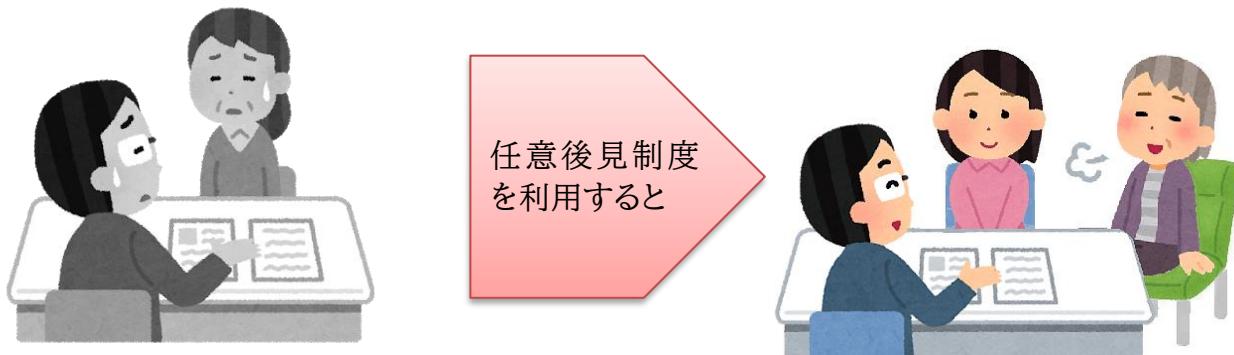
■ 公正証書の作成手数料は法令で定められています。

- * 公正証書作成の手数料は、約束内容によって異なります。

多くの方々がなされる契約例では、将来型任意後見契約では概ね2万7000円から3万円、移行型任意後見契約では概ね4万円から4万3000円の範囲内です。

詳細については16ページをご覧ください。

任意後見契約—老後の生活の安心を得るために



- * 自分が元気なうちに、信頼できる人との間で、もし自分の判断能力が衰えてきた場合には、自分に代わって、自分の財産を管理したり、必要な契約締結等をしてくださいとお願いして、これを引き受けてもらう契約を、任意後見契約といいます。

任意後見契約は、公正証書で締結しなければなりません。

- * 本人の判断能力が低下した後に、任意後見人を引き受けた人（受任者）や親族等の申立てによって、家庭裁判所が任意後見監督人を選任します。
- * 任意後見人は、家庭裁判所が選任した任意後見監督人の監督のもと、本人の意思にしたがった保護・支援をすることになります。



《 任意後見契約公正証書 作成までの手順 》

依頼

1

事前に揃えていただいた必要書類をご連絡先を記載の上、
郵送・FAX・メールのいずれかの方法で送って下さい。



【 必要書類 】

- 1, 当事者間で決めた契約内容のメモ
- 2, 委任者及び受任者の印鑑登録証明書
- 3, 委任者の戸籍謄本
- 4, 委任者及び受任者の住民票
- 5, 連絡先のメモ



2

公証人が書類を確認し、委任者及び受任者の方々のご意向に従った公
正証書「案文」及び「連絡文（手数料を記載したもの）」を作成しま
す。

開所日の1週間程度お時間を
いただきます（混雑状況によ
ります）。

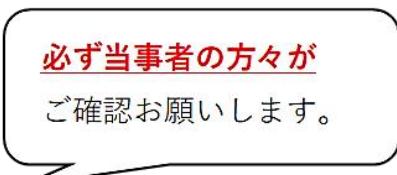


3

公証人が作成した「案文」及び「連絡文（手数料を記載したもの）」
をお客様へ送ります。



必ず当事者の方々が
ご確認お願いします。



4

必ず当事者の方々が内容を確認してください。

内容確認後、代表者が公証役場へご連絡お願いします。

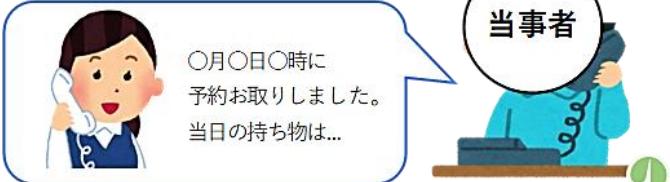
※ 公証役場では当事者の方々の間に入ってのやり取りはできません
ので、よく話し合われた上で、代表者様がご連絡ください。



5

お客様から修正がない事を確認し、**公正証書の最終案が確定した後**、
公正証書として完成させる日時・場所を決めます。

※ 必ず委任者・受任者となる当事者の方々
が公証人の面前で作成する必要があります。
代理人による作成はできません。



【 作成当日必ずお持ちいただくもの 】

- ◎ 事前に依頼した書類
- ◎ 委任者及び受任者双方共に**実印**（印鑑登録証明書と合致する印）
- ◎ 手数料 ※現金でお支払いいただきます。



お客様とのやり取りが滞りなく進んだ場合、ご依頼を受けてから1ヵ月ほどで作成できます。（混雑状況により前後します）

6

来所後、受付窓口にて「予約した〇〇です」とお伝えください。
当日、作成する部屋に入れるのは委任者及び受任者となる当事者の
方々のみです。お連れのお客様は、入室出来ませんので受付窓口の椅
子でお待ちください。



当事者のみ
お部屋にご案内します。

当事者の方々に、公正証書「最終案」の内容を確認していただいた上、
署名・押印をしていただき公正証書として完成します。

7

委任者には完成した任意後見契約公正証書の「謄本」を、受任者には「正
本」をお渡します。

※ 任意後見契約公正証書を作成しただけでは任意後見開始とはなりません。詳しくは次ページをご覧ください。

第1 任意後見制度についての手続きの概要



本人（委任者）

当事者間の話し合いでお願ひすることを決めます。

→ 体力は衰え始めているが、意識はしっかりとっている段階。

・・・この段階で、受任者がすべき仕事や留意すべきことなどを決めます。

お
願
い
す
る

次の①～⑥などを委任者がお願ひし、受任者が引き受ける契約となる。

※ 処分（売却）は委任契約では出来ない。

- ① 不動産等重要財産の保存（修理）・管理（利用）・処分（売却）
- ② 銀行等との取引（預貯金の払戻し、定期の解約）
- ③ 収入（年金等）の受領、費用（公共料金支払い）
- ④ 身上監護（入院・施設入所、介護福祉サービス）契約
- ⑤ 生活に必要な大きな買い物（家具、車椅子、介護ベッド等）
- ⑥ 役所関係の手続（税金納付・還付、登記、住民登録）

【財産管理】

預貯金・年金の管理
必要な物の購入
税金・料金の支払い

【生活面の手配】

介護サービスの手配
入院・入所の手配
必要費用の支払い



受任者

→ 委任者と相談をして、委任者の意見を聞いて仕事をする。

委任する内容を決めたら…

公証人 委任者 受任者

公証役場で公正証書を作成してください。



受任者や親族の方が家庭裁判所に対し、任意後見監督人選任の申し立てをしてください。

申立て

家庭裁判所



本人の判断能力が低下した時・・・

法務局



公証人の嘱託により、法務局へ任意後見契約の登記をします。

※ 詳しくは次ページをご覧ください。

家庭裁判所からの嘱託により法務局で、任意後見監督人の登記



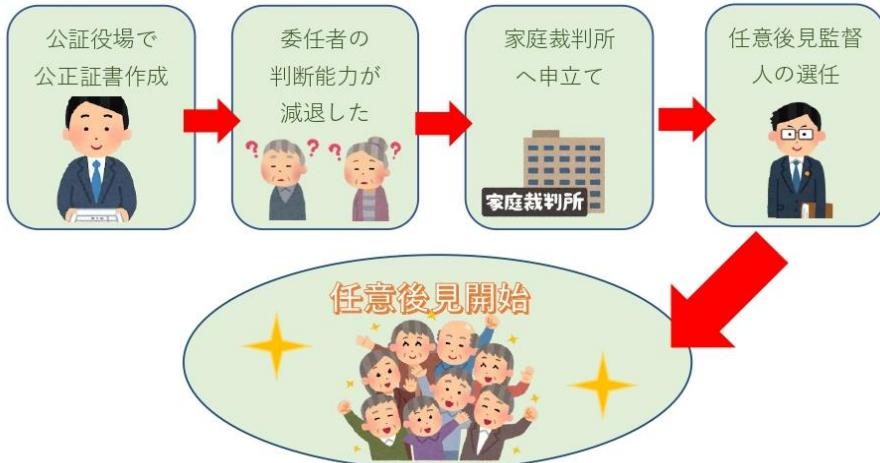
任意後見人

任意後見人の仕事がスタート

《 任意後見契約公正証書作成後の流れ 》

※任意後見契約公正証書を作成しただけでは任意後見開始となりません！

※任意後見契約公正証書作成後の任意後見開始は
家庭裁判所でのお手続き(任意後見監督人選任の申立て)が必要です。



家庭裁判所に申立てができる人は？

本人，配偶者，四親等内の親族，任意後見受任者です。

どこの家庭裁判所に申し立てればいいの？

本人（任意後見契約の本人：委任者）の住民票上の住所地を管轄する家庭裁判所です。

家庭裁判所への申立に必要なものは？

委任者の診断書（家庭裁判所が定める書式のもの）が必要となります。

他に任意後見契約公正証書写し，申立人の戸籍謄本，本人の戸籍謄本・住民票又は戸籍の附票，登記事項証明書，申立の手数料等が必要となります。

家庭裁判所への申立費用は？

申立費用は印紙代 800 円と各裁判所所定の郵券，登記手数料 1400 円が必要です。

任意後見監督人はどのような人がなるの？

家庭裁判所への申立費用は？

任意後見監督人の報酬は？

任意後見監督人の月額の報酬相場は月額 1 万円～3 万円とされています。

この報酬金額は、本人の財産状況などをふまえ、家庭裁判所が決定します。

登記事項証明書とは？

任意後見人が取引の相手方に対して，自己の権限を証明する書面です。本人及び任意後見人の住所・氏名，代理権の範囲などが記載されています。

東京法務局民事行政部後見登録課又は他の法務局・地方法務局の戸籍課に申請して交付を受けることができます。

※詳しくは管轄の家庭裁判所にお問い合わせください。

《 申立てをする裁判所（管轄区域）一覧 》

本人（後見等の援助を必要とされている方）や未成年者の住所地（原則として、本人が住民登録している場所）により申立てをする裁判所が決まります。

分からぬことがありますたら、申立てをする裁判所にお問合せください。

申立てをする裁判所	管轄区域（本人の住所地）
さいたま家庭裁判所（本庁） さいたま市浦和区高砂 3-16-45 TEL 048-863-8816	さいたま市 蕨市 戸田市 志木市 和光市 新座市 川口市 鴻巣市 上尾市 北本市 蓼田市 朝霞市 桶川市（北足立郡）伊奈町
さいたま家庭裁判所越谷支部 越谷市東越谷9-2-8 TEL 048-910-0123	越谷市 春日部市 草加市 八潮市 三郷市 吉川市 (北葛飾郡) 杉戸町 松伏町
さいたま家庭裁判所久喜出張所 久喜市久喜東1-15-3 TEL 0480-21-0157	久喜市 加須市 幸手市 白岡市 (南埼玉郡) 宮代町
さいたま家庭裁判所川越支部 川越市宮下町2-1-3 TEL 049-273-3041	川越市 富士見市 ふじみ野市 坂戸市 鶴ヶ島市 所沢市 狹山市 入間市 (入間郡) 三芳町 (比企郡) 川島町
さいたま家庭裁判所飯能出張所 飯能市大字双柳371 TEL 042-972-2342	飯能市 日高市 (比企郡) 鳩山町 (入間郡) 越生町 毛呂山町
さいたま家庭裁判所熊谷支部 熊谷市宮町1-68 TEL 048-500-3113	熊谷市 行田市 東松山市 羽生市 深谷市 本庄市 (大里郡) 寄居町 (児玉郡) 神川町 上里町 美里町 (比企郡) 滑川町 嵐山町 小川町 吉見町 ときがわ町 (秩父郡) 東秩父村
さいたま家庭裁判所秩父支部 秩父市上町2-9-12 TEL 0494-22-0226	秩父市 (秩父郡) 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町

第2 任意後見契約の類型

任意後見契約（広い意味での）には3種の類型があります。

① 将来型 任意後見契約

(契約の内容…17ページ)

将来、本人の判断能力が低下した時点で、親族や受任者（任意後見人となる予定の者）らの申立てにより家庭裁判所が「任意後見監督人」の選任をし、「任意後見人」の保護を受ける（任意後見人による本人保護のための事務が始まる）ことになる形態のものです。

本来の意味（狭い意味）での「任意後見契約」といわれているものであり、最も多くの方々が締結されています。



後記「任意後見契約公正証書及び（財産管理）委任契約の骨子」（17ページ～）が契約の内容となります。

② 移行型 任意後見契約

(契約の内容…17ページ)

将来に本人の判断能力が低下した時点で、家庭裁判所が「任意後見監督人」の選任をし、「任意後見人」の保護を受けることになる点では「将来型」と同じです。

しかし、本人の判断能力が低下する前の、より早い時期から、受任者（任意後見人となる予定の方）に財産管理等の事務を委任しておく契約です。

後記「任意後見契約公正証書及び（財産管理）委任契約の骨子」（17ページ～）の「**第1 任意後見契約**」と同時に「**第2（財産管理）委任契約**」をも締結しておくことがあります。

この2つの契約を同時に締結しておくと、受任者（任意後見人となる予定の方）がスムースに「任意後見人」としての事務に移行できることから、「移行型任意後見契約」と呼ばれます。

この「移行型任意後見契約」は、次のような場合に利用されています。

- (A) 本人の判断能力は備わっているが身体的能力の衰えがあるために、他人との契約交渉をしたり契約書を作ることなどを自ら行うことが困難な場合。
- (B) 本人が個人事業を経営——例えば、商店経営や土地・家屋の賃貸などを——していて、ひんぱんに取引を行ったり契約関係書類などを作成したりするので、将来、受任者（任意後見人となる予定の方）がスムースに「任意後見人」としての事務を行えるようにしておく必要がある場合。

③ 即効型 任意後見契約 (契約の内容…17ページ)

任意後見契約の締結直後（登記を終えた後）に、委任者又は受任者の申立てにより家庭裁判所が「任意後見監督人」の選任をし、「任意後見人」の保護を受ける（任意後見人による本人保護のための事務が始まる）ことになる形態のものです。

後記「任意後見契約公正証書及び（財産管理）委任契約の骨子」（17ページ～）の「第1 任意後見契約」の「第2条（契約の発効）」だけが「①将来型」の契約とは異なることになります。



「任意後見契約について」
日本公証人連合会 ホームページ より

<https://www.koshonin.gr.jp/business/b02>



「【伝えたい、実現したい自分の生き方～三遊亭円楽が案内する任意後見制度】」一般社団法人民事法務協会 ホームページ より

https://www.minji-houmu.jp/seinenkouken/nini_dvd.html

第3 任意後見契約とセットとすることが多い契約等

任意後見契約と共に、次の契約が締結されたり、公正証書が作成されることがあります。

見守り契約

同居している家族ではない方に任意後見人を依頼する場合などには、「将来型任意後見契約」とセットで「見守り契約」が締結されることがあります。

この契約は、受任者（任意後見人となる予定の方）が本人のもとに、定期的に電話連絡や訪問をしたりして、生活支援・療養看護が必要であるかを“見守る”という内容の契約です。

受任者が、適切な時期に「任意後見人」としての仕事を始めるため、家庭裁判所に対して「任意後見監督人」の選任の申立てをすることができるようにしておくため

に、受任者が同居の家族ではない場合などに「任意後見契約（将来型）」とセットで締結されることが多くみられます。

「見守り契約」の中で、比較的簡単な内容の条項は次のようなものとなります。①

- 第〇条 甲(本人)は、乙(受任者)に対し、乙が甲の生活状況及び健康状態並びに生活支援及び療養看護の必要性の有無について把握して甲を見守ることを委任し、乙は、これを受任した。
- 第〇条 乙は、甲に対し、1か月に1回は電話連絡をし、かつ、…か月に1回は甲宅を訪問して面談するものとする。
- 第〇条 甲は、乙に対し、本契約に対する報酬として月額金…万円を支払う。

死後の事務処理に関する委任契約

この契約（簡単に「死後事務委任契約」とも呼ばれます。）は、本人が、受任者（任意後見人）に対して、①生前に支払うべきであったお金の支払い、②返してもらえるはずのお金の受け取り、③葬儀や埋葬の主宰、④遺産を一次的に管理してもらえる人の選任の申立てなどを委任しておく内容のものです。

近くに住んでいる相続人（特に子）がいない方は、任意後見契約公正証書とセットで「死後事務委任契約」を締結されることが多くあります。

「死後事務委任契約」の一般的な条項は、次のとおりです。②

- 第〇条（死後の事務処理に関する委任契約）
 - ① 甲(本人)は、乙(受任者)に対し、死後の次の事項を委任する。
 - (1) 甲の生前に発生した、乙の本件後見事務に関わる債務の弁済
 - (2) 入院保証金、入居一時金その他残債権の受領
 - (3) 甲の葬儀、埋葬、永代供養、年忌法要を主宰すること
 - (4) 相続財産管理人の選任の申立て
 - ② 乙は、相続財産の額を考慮し、相当な額を、前項(3)の費用として、甲の財産からあらかじめ受け取ることができる。

遺言 公正証書

任意後見契約が無報酬の場合には、任意後見人の労苦に報いるために、将来自分に万一のことがあったときには、任意後見人になった者に多くの財産を相続させたり（任意後見人が相続人の一人である場合）、財産を遺贈したり（任意後見人が相続人でない場合）するなどの配慮をしておくことができます。

このために、任意後見契約締結と同時に「遺言公正証書」を作成される方も多くみられます。

また、近親者もなく、弁護士・司法書士・行政書士らの専門家が受任者となる場合、社会福祉協議会・社会福祉法人などの団体が受任者となる場合、NPO法人のメンバーが“市民後見人”として受任者となる場合などに、受任者の関係する団体（法

人)に全財産を遺贈するとの例もみられます。

近親者のいない方などは、死後の遺産の整理などが簡単に進められるようにしておくために「遺言公正証書」を作成しておく意味もあります。

遺言公正証書の作成手続、必要書類、文例等については、当役場のパンフレット「遺言公正証書」を御覧になってください。

尊厳死宣言 公正証書

過剰な延命治療を打ち切って、自然の安らかな死を迎えることを望む方々が、「尊厳死宣言公正証書」を残されています。

この公正証書の要旨は次のとおりのものとなります。

第1条 私(尊厳死宣言者)は、将来不治の病気に罹り、死期が迫っている場合に備え、以下の要望を宣言する。

- 1 不治の状態に陥り既に死期が迫っていると2名以上の医師に診断された場合に、延命措置は行わないで欲しい。
- 2 苦痛を和らげる処置は最大限実施して欲しいが、そのために死亡時期が早まったとしてもかまわない。

第2条 医師も家族も、私が人間として尊厳を保った安らかな死を迎えることができるよう御配慮いただきたい。

第3条 この宣言による要望を忠実に果してくださる方々が犯罪捜査や訴追の対象とすることのないよう、警察等の関係者に特にお願いする。

第4条 この宣言は、私の精神が健全な状態にあるときにしたものであるので、私の精神が健全な状態にあるときに私自身が撤回しない限り、その効力を持続するものであることを明らかにしておく。



「尊厳死宣言公正証書について」
日本公証人連合会 ホームページ より

<https://www.koshonin.gr.jp/business/b06/q0603>

「任意後見契約公正証書」を作成される方へ

「任意後見契約公正証書」は、公証人が、必ず当事者（委任者と受任者）ご本人とお会いした上で作成します。

※ 代理人による作成はできません。

第1 当事者(委任者と受任者)間で契約内容を決めてください。

任意後見契約（公正証書）の内容を、委任者〔自分の生活支援・療養看護や財産管理に関する事務について、受任者に代理権を与えて委任をする方〕と受任者〔この委任を受けて「任意後見人」となる予定の方〕の間で相談し決める必要があります。

しかし、この契約内容の多くの部分は、後記「任意後見契約公正証書及び（財産管理）委任契約の骨子」（17ページ～）記載のとおりとされています。

したがって、当事者間で相談の上、決めるべき主な点は、さほど多くなく、一般的には、次のとおりです。

1 「将来型」の契約としますか？または「移行型」または「即効型」のいずれかの契約としますか？

「将来型」「移行型」「即効型」の意味については9ページ～を参照してください。

「将来型」は、多くの方が選ばれているものです。

「移行型」は、事業経営をされている方や体力の衰えを感じている方が作成されています。

2 「移行型」の場合に、委任事務（財産管理などの事務）の範囲に制限をつけますか？

「移行型」で締結することになる「（財産管理）委任契約」では、受任者が行うことのできる委任事務の範囲について制限を付することができます。

これは、本人の判断能力が不十分にはなっていない時点から財産管理等の事務を他人に委任することになるので、重要な事項は本人自らが決めることにしておくためです。

より具体的には、後記「任意後見契約公正証書及び（財産管理）委任契約の骨子」（17ページ～）の「第2（財産管理）委任契約」の「第3条（委任事務の範囲）」を次のように修正するということです。

(1) 委任契約の開始時期を契約時とは別の時点に定めること。

[例] 本人が具体的な特定事務の履行を求めたときを始期とするなど。

(2) 代理権の範囲を本人の生活に必要な限度に限ること。

〔例〕不動産の処分（売却などして財産価値を他の財産に移すこと），管理（利用・改良するなどして、財産価値を生かしたり、高めたりすること），保存（修理・修繕するなどして、財産価値の現状を保つこと）を委任事務の範囲から除外するなど。

〔例〕定期的な収入（年金、貸家の家賃など）の受領と定期的な支出を要する費用（公共料金、借家の家賃など）の支払、生活に必要な送金や物品の購入等に関する事務に限るなど。

(3) 重要な事務の処理にあたっては、委任者本人の同意を要することとすること。

〔例〕医療、入院、介護、施設入所、福祉サービス利用等の契約の締結などに際して本人の同意を要するとするなど。

3 受任者(任意後見人)に対する報酬は定めますか？

後記「任意後見契約公正証書及び（財産管理）委任契約の骨子」（17ページ～）の「第1任意後見契約」の第7条と「第2（財産管理）委任契約」第6条については、【報酬額の定めがある場合】か【無報酬の場合】のいずれにするのかを、当事者で決めていただく必要があるということになります。

近親者に依頼する場合には無報酬とすることが多いようです。

近親者ではない知人を受任者に依頼する場合には報酬を支払うのが一般的ですし、弁護士・司法書士・行政書士らの専門家が受任者となる場合、社会福祉協議会・社会福祉法人などの団体が受任者となる場合、NPO法人のメンバーが“市民後見人”として受任者となる場合などには報酬の定めが必要です。

4 「任意後見契約」について、同意を必要とする特約を定めておくことにするのか？

後記「任意後見契約公正証書及び（財産管理）委任契約の骨子」（17ページ～）の「第1任意後見契約」の「第3条（後見事務の範囲）」については、重要な事項について、任意後見人が一定の行為を行うには個別に家庭裁判所が選任した任意後見監督人（又は第三者）の書面による同意を必要とする特約として定めておくことがあります。

例として、次の点について、「任意後見監督人の書面による同意を必要とする」との特約がよく見受けられます。

- ① 居住用不動産の購入及び処分、
- ② 不動産その他重要な財産の処分、
- ③ 弁護士に対する訴訟行為の委任、
- ④ 復代理人の選任

5 「見守り契約」に関する条項や「死後の事務処理に関する委任契約」の条項を設けますか？

詳しくは10ページ～を御覧ください。

6 他の関連する公正証書を作成されますか？

詳しくは10ページ～を御覧ください。

7 「任意後見人」を複数名とする場合に決めておくべき事項があります。

任意後見人（受任者）は、複数でも構いません。

ただし、各任意後見人の権限行使の方法、順序等を定めるに際して、次の諸点に留意する必要があります。

(1) 任意後見人を複数名とする場合には、各自が任意後見人としての権限を行使できるとするか、共同してのみその権限を行使できるとするか、どちらかに決めなければいけません。

(2) 各自分が任意後見人としての権限を行使できるとする場合には、権限の範囲を分掌する場合と、分掌しないで、単に各自がその権限を行使できるとする場合があります。

権限を分掌する場合は、例えば、一人には「生活・療養看護の事務」を、他の者には「財産管理」をその職務とするなどの契約内容とします。

ただし、金融機関での預貯金取引など、双方にまたがる事務もありますので、この点注意が必要です。

(3) 任意後見人を予備的につけることも可能です。

例えば、「Aさんに任意後見人を頼むけど、もしAさんが死亡・事故・高齢等の理由でその職務ができなくなったときはBさんにお願いします。」と定めます。

第2 公証役場に事前にお送りいただきたい必要書類について

公正証書の作成のために、次の書類等が必要となります。



1. 当事者間（委任者と受任者）で決めた契約内容のメモ

2. 委任者（本人）について

- ① 印鑑登録証明書 ② 戸籍謄本 ③ 住民票

3. 受任者について

- ① 印鑑登録証明書 ② 住民票

公的書類は発行日より3か月以内のものが必須です。

第3 手数料について

(1) 作成日に公証役場にお支払いいただく手数料は、多くの例では、次のとおりです。

- ア 将来型（又は即効型）の契約 2万7000円～3万円
- イ 移行型の契約 4万円～4万3000円

※この金額には、法務局に対する登記手続関係の手数料・郵便料金等も含まれます。

(2) 次の場合には、上記金額よりも増えることになります。

① 受任者が複数名である場合

受任者ごとに別個の契約となりますので、受任者2名の場合には、上記(1)の金額の2倍弱となります。

② 「見守り契約」や「死後事務委任契約」を設ける場合

これらの契約について無償の場合や月々の報酬が2万円以下である場合には1万1000円増加します。月々の報酬が2万円を超える場合には、1万7000円以上の増加となります。

受任者が2名である場合には、上記金額の2倍となります。

③ ご自宅、入院先、老人福祉施設等で作成手続をする場合

受任者が1名であれば、ア（将来型）は5500円、イ（移行型）1万1000円の加算がされます。

受任者が2名である場合には、上記金額の2倍が加算されます。

このほかに、公証人の日当（2万円、4時間以内1万円）と、現地までの往復交通費がかかります。

任意後見契約公正証書 及び (財産管理)委任契約の骨子

第1 任意後見契約の骨子

※ 後見事務を委任する方（本人）を甲、受任する方（任意後見人となる予定の方）を乙と表示します。

第1条（契約の趣旨）

甲は、任意後見契約に関する法律に基づいて、甲の判断能力が不十分な状況における甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を乙に委任して、乙はこれを受任した。

第2条（契約の発効）

- ① この任意後見契約は、「任意後見監督人」が選任された時から効力を生じる。
- ② 今後、甲の判断能力が不十分な状況になったときは、乙は、家庭裁判所に対し「任意後見監督人」の選任の請求をする。

【即効型の場合には、次のとおりとなります。】

- ② 乙は、この契約による任意後見契約締結の登記が終わり次第すぐに（…日以内に）、家庭裁判所に対し「任意後見監督人」の選任の請求をする。

第3条（後見事務の範囲）

甲は、乙に対し、次の後見事務を委任し、その事務処理のための代理権を与える。

【委任する後見事務は、次のとおりとなります。
公正証書の上では別紙「目録」として添付されます。】

- 1 甲の財産の保存（財産価値の現状を保つこと）、管理（財産価値を生かしたり、高めたりすること）や処分（売却などして財産価値を他の財産に移すこと）
- 2 銀行、信用金庫などの金融機関との取引
- 3 生活に必要な送金や物品の購入等に関することや定期的な収入（年金、貸家家賃など）の受領と定期的な支出を要する費用（公共料金、借家家賃など）の支払など
- 4 医療、入院、介護、福祉サービス利用、施設入退所等の契約に関する事項
- 5 要介護認定の申請に関する事項
- 6 訴訟に関する事項
- 7 以上の各事項に関する一切の事項

第4条（身上配慮の責務）

乙は、甲の意思を尊重し、かつ、甲の身上に配慮し、甲の生活状況及び健康状態の把握に努めなければならない。

第5条（証書等の保管等）

- ① 乙は、甲から次に掲げる重要書類等の引渡しを受けたときは、甲に対し、預り証を交付する。
(1)登記済権利証、(2)実印・銀行印、(3)印鑑登録カード、(4)預貯金通帳、
(5)キャッシュカード、(6)有価証券・預り証、(7)年金関係書類、(8)重要な契約書類
- ② 乙は、この任意後見契約の効力発生後に甲以外の者が重要書類等を占有を持っているときは、これらの重要書類等の引渡しを受けて、自らこれを保管することができる。
- ③ 乙は、後見事務を処理するために必要な範囲でこれらの重要書類等を使用することとし、甲宛の郵便物などを受領し、後見事務に関連すると思われるものを開封することができる。

第6条（費用の負担）

乙は、後見事務処理に必要な費用は、甲の財産からこれを支出することができる。

第7条（報酬）

《報酬額の定めがある場合》

- ① 乙は、事務処理に対する報酬として毎月金…円を、甲の財産から支払を受けることができる。
- ② 報酬額が、(1)甲の生活状況又は健康状態の変化、(2)経済情勢の変動などにより不相当となった場合には、甲と乙は、任意後見監督人と協議のうえ、報酬額を変更することができる。
- ③ 甲がその意思を表示することができない状況にあるときは、乙は、任意後見監督人の書面による同意を得てこれを変更することができる。
- ④ 報酬額を変更する契約は、公正証書によってしなければならない。
- ⑤ 後見事務処理が、不動産の売却処分など、通常の財産管理事務の範囲を超えた場合には、甲は乙に対し毎月の報酬とは別に報酬を支払う。

《無報酬の場合》

- ① 乙の後見事務処理は、無報酬とする。
- ② 後見事務処理を無報酬とすることが、甲の生活状況又は健康状態の変化、経済情勢の変動などにより不相当となった場合には、甲と乙は、任意後見監督人と協議のうえ、報酬額を定めることができる。
- ③ 甲がその意思を表示することができない状況にあるときは、乙は、任意後見監督人の書面による同意を得てこれを変更することができる。
- ④ 報酬額を変更する契約は、公正証書によってしなければならない。

第8条 (報告)

- ① 乙は、任意後見監督人に対し、…か月ごとに、本件後見事務に関する次の事項について書面で報告する。
 - (1) 乙の管理する甲の財産の管理状況、(2)甲を代理して取得した財産の内容等、甲を代理して処分した財産の内容等、(3)甲を代理して受領した金銭及び支払った金銭の状況、(4)甲の身上監護につき行った措置、(5)費用の支出内容等、(6)報酬収受
- ② 乙は、任意後見監督人の請求があるときは、いつでも速やかにその求められた事項について報告する。

第9条 (契約の解除)

- ① 甲又は乙は、任意後見監督人が選任されるまでの間は、いつでも公証人の認証を受けた書面によって、本契約を解除する（一方からの通知によって契約を終了させる）ことができる。
- ② 甲又は乙は、任意後見監督人が選任された後は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、本契約を解除することができる。

第10条 (契約の終了)

- ① この任意後見契約は、甲又は乙が死亡したとき、乙が任意後見人を解任されたとき、甲が任意後見監督人選任後に法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判を受けたときなどには終了する。
- ② 任意後見監督人が選任された後に任意後見契約終了の事由が生じた場合には、甲又は乙は、速やかにその旨を任意後見監督人に通知する。
- ③ 任意後見監督人が選任された後に任意後見契約終了の事由が生じた場合には、甲又は乙は、速やかに任意後見契約の終了の登記を申請しなければならない。

* * * * *

第2 (財産管理)委任契約の骨子

※ 委任事務を委任する方（本人）を甲、受任する方（将来、「任意後見契約」が発効することによって任意後見人となることが予定されている方）を乙と表示します。

第1条 (契約の趣旨)

甲は、甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を乙に委任し、乙はこれを受任した。

第2条 (任意後見契約との関係)

- ① 今後、甲の判断能力が不十分な状況になったときは、乙は、家庭裁判所に対して「任意後見監督

人」の選任の請求をしなければならない。

- ② 「任意後見監督人」が選任されると、「任意後見契約」が効力を生じるので、この「委任契約」は終了する。

第3条（委任事務の範囲）

- ① 甲は、乙に対し、次の事務を委任し、その事務処理のための代理権を与える。

**【委任する事務は、次のとおりとなります。
公正証書の上では別紙「目録」として添付されます。】**

- 1 甲の財産の管理（利用・改良するなどして、財産価値を生かしたり、高めたりすること）や保存（修理・修繕するなどして、財産価値の現状を保つこと）
- 2 銀行、信用金庫などの金融機関との取引
- 3 定期的な収入（年金、貸家の家賃など）の受領と定期的な支出を要する費用（公共料金、借家の家賃など）の支払など
- 4 生活に必要な送金や物品の購入等に関する事務
- 5 保険契約に関する事務——契約の締結・解除、保険料支払、保険金受領など
- 6 行政機関に対する申請など——登記申請、住民票等請求、税金申告・納付等
- 7 甲の身上監護に関する契約と関係費用の支払に関する事務——医療、入院、介護、施設入所、福祉サービス利用等の契約の締結など
- 8 要介護認定の申請に関する事務

- ② 乙は、甲の身上に配慮し、甲の生活状況や健康状態の把握に努めなければならない。

第4条（証書等の引渡し等）

- ① 甲は、乙が行う事務処理のために必要と認める範囲で、次に掲げる重要書類等を乙に引き渡す。
(1)登記済権利証、(2)実印・銀行印、(3)印鑑登録カード、
(4)預貯金通帳、(5)キャッシュカード、(6)有価証券・預り証、
(7)年金関係書類、(8)重要な契約書類
- ② 乙は、甲に預り証を交付し、受け取った書類等を、甲のための事務処理のために使うことができる。

第5条（費用の負担）

乙は、事務処理に必要な費用は、甲の財産からこれを支出することができる。

第6条（報酬）

《報酬額の定めがある場合》

乙は、事務処理に対する報酬として毎月金…円を、甲の財産から支払を受けることができる。

《無報酬の場合》

乙の事務処理は、無報酬とする。

第7条（報告）

- ① 乙は、…か月ごとに、事務処理状況についての報告書を、甲に提出して報告する。
② 甲は、いつでも、事務処理状況について、乙の報告を求めることができる。

第8条（契約の変更）

この契約に定める代理権の範囲を変更する契約は、公正証書によってする。

第9条（契約の解除）

甲及び乙は、いつでも本委任契約を解除する（一方からの通知によって契約を終了させる）ことができる。

ただし、解除は公証人の認証を受けた書面によってしなければならない。また、「任意後見契約」も同時に解除しなければならない。

第10条（契約の終了）

本委任契約は、「任意後見契約」が効力を生じることによって終了するが、その他にも、甲又は乙が死亡したときなどには終了する。



人生の最期を迎えるにあたっていろいろな準備、具体的には、財産の相続を円滑に進めるための計画、葬儀や墓の準備などのために次のような公正証書を利用することができます。

遺言公正証書

遺言とは、自分の財産について「自分の死後に、誰に、何を引き継がせるのか」を決めておく遺言者の意思の表示です。世の中では、遺言がなかったために相続をめぐって親族間で骨肉の争いの起こることが少なくありません。遺言者自らが、自分の遺産を引き継がせる方法を決めておくことによって、法律は遺言者が決めたとおりの効果を認めてくれ、骨肉の争いを防止することができることになります。

死後事務委任

本人（委任者）が、お願いされる方（受任者）に対して、

- ①生前に支払うべきであったお金の支払い
- ②返してもらえるはずのお金の受け取り
- ③葬儀や埋葬の主宰
- ④遺産を一次的に管理してもらえる人の選任の申立て



などを委任しておく内容のものです。

尊厳死

過剰な延命治療を打ち切って、自然の安らかな死を迎えることを望む方が、増えています。意識のはっきりしているうちに、そのような意思を公正証書に遺すことができます。



任意後見契約

生活、療養看護及び財産の管理をお願いする契約です。将来、本人の**判断能力が低下した時点で**、効力が発生します。

本人（委任者）が、お願いされる方（受任者）に対して、

- ①不動産等重要財産の保存（修理）・管理（利用）・**処分（売却）**
- ②銀行等との取引（預貯金の払戻し、定期の解約）
- ③収入（年金等）の受領、費用（公共料金支払い）
- ④身上監護（入院・施設入所、介護福祉サービス）契約
- ⑤生活に必要な大きな買い物（家具車椅子、介護ベッド等）
- ⑥役所関係の手続（税金納付、還付、登記住民登録）



などを委任しておく内容のものです。



委任契約

本人の**判断能力が低下する前の時期から**、受任者に生活、療養看護及び財産の管理の事務を委任しておく契約です。委任契約と任意後見契約を締結しておけば、委任契約により体が不自由な状態になったときから面倒を見てもらうことができ、認知症等になっても任意後見契約にスムーズに移行することができます。



動画のご案内

より分かりやすいご案内として動画もご覧いただけます。

下記QRコードからアクセス可能です。ぜひご覧ください。

春日部公証役場 ホームページ



デジタルパンフレットのダウンロードはこちらから☞

<https://kasukabe-notary.jp/pamphlet/>



動 画



公証人の動画

インターネットから動画をご覧いただくことが可能です。

《チャンネル名》



日本公証人連合会 公式チャンネル

《タイトル》

知っていればとても助かる

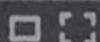
公証人ってどんな人？

《URL》2020/10/09

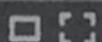
<https://www.youtube.com/watch?v=QopjGei5hLs>



1:35 / 3:40



1:35 / 3:40



遺言 公正証書の動画

インターネットから動画をご覧いただくことが可能です。

《チャンネル名》



日本公証人連合会 公式チャンネル

《タイトル》

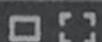
遺言は大切な人に残せる最後の贈り物
(改訂版)

《URL》2023/01/26

<https://www.youtube.com/watch?v=R1BYsnN98Os>



1:35 / 3:40



任意後見契約 公正証書の動画

インターネットから動画をご覧いただくことが可能です。

《チャンネル名》



日本公証人連合会 公式チャンネル

《タイトル》

任意後見契約は老後の不安に備える

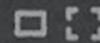
ご自身と家族のための安心設計

《URL》2023/03/16

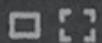
<https://www.youtube.com/watch?v=mDYXDKOTbf4>



1:35 / 3:40



1:35 / 3:40



任意後見契約 公正証書の動画

インターネットから動画をご覧いただくことが可能です。

《提供》



一般財団法人 民事法務協会

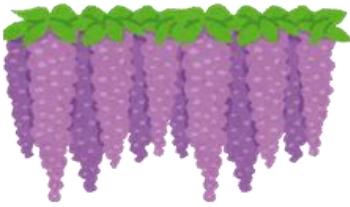
《タイトル》

伝えたい、実現したい自分の生き方～

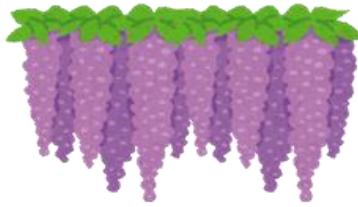
三遊亭円楽が案内する任意後見制度

《URL》2010/09/

https://www.minji-houmu.jp/seinenkouken/nini_dvd.html



春日部公証役場



MAP

春日部駅西口を出てすぐ、駅から見える場所です。

徒歩で来所
の場合



春日部駅



ロータリー

西口 交番

車で来所



みずほ銀行
三井住友銀行

外観



駐車場



大栄パークをご利用ください。

(1時間まで無料)



入口



役場入口は、銀行入口ではなく、駐車場との間に
ある入口です。

入口



エレベーター

平面駐車場

エレベーターで3階にお越しください。

【駐車場のご案内】

駐車場は、埼玉りそな銀行横のコインパーキングをご利用ください。

なお、駐車券を受付までお持ちいただければ1時間無料で割引させていただきます。